

# 仕様書

## 1 業務名

京都府公立学校 I C T利活用サポート体制運営等業務

## 2 目的

令和4年度に創設した京都府デジタル学習支援センターにおいて、令和3年度に構築した京都府公立学校等サポート体制を基礎として、京都府の各関係機関及び京都府立学校並びに京都府域の各市町（組合）教育委員会の I C T利活用を総合的に推進するため、研修支援や指導助言等によるサポートを行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

京都府の各関係機関及び京都府立学校並びに各市町（組合）教育委員会管轄の小・中・義務教育学校について、タブレット端末における活用に係るサポート等を行うため、以下の内容において運用すること。

### (1) タブレット端末活用支援

Microsoft Teams のチャンネルを活用し各市町（組合）教育委員会からのタブレット端末等日々の I C T利活用における質疑応答に対して、京都府がコーディネーターとなっているワンストップ窓口の運用支援を行うこと。また、運用支援は Microsoft Teams の利用に関わる技術情報を保有し、運用に際し必要な情報を順次提供するとともに、そのサポートができる体制を保有していること。

併せて、他府県事例や京都府内の実践事例、タブレット端末活用に有効な技術情報に係る情報提供・共有、タブレット端末活用者への指導助言を行うこと。

なお、運用状況の共有のために、定期的に会議や報告会等情報共有の場を設けること。

### (2) 研修会による支援

端末利活用に関して以下を踏まえ、新学習指導要領に基づく効果的な研修の支援を行うこと。

ア 各校に導入されている端末の OS を考慮した講師派遣等に対応すること。

研修支援者は各校に導入されている端末の OS のコンサルタントとしての経験を有していること及び OS 認定の資格等を有している者、又は過去に有していたことがある者で、授業実践経験者であること。

なお、iPad OS については、Apple professional Learning 基礎スペシャリスト、Apple professional Learning 学習活動スペシャリスト、Apple Distinguished Educator として、特別支援学校を含む各校種における学校現場での実践経験者を必須とする。

また、京都府域では、ほぼ全ての自治体が iPad OS を導入していることから、iPad の活用アイデアや授業ガイド等を共有するために Apple と連携した支援を実施すること。

更に、年間通した研修の一貫性を保つため、毎回派遣講師が異なるのではなく、同じ者が連続で講師として活動すること。

イ リーダー教員の育成に係る発注者主催の研修会について、令和5年度から実施する「エバンジェリスト育成研修」の内容を更に発展させられるよう実施内容や研修計画の策定等支援すること。

研修内容については、京都府内の市町のリーダー育成、府内全校のリーダー育成に寄与する活用促進手法を提案するとともに、受講者のニーズに合わせた最適な研修の提案と実施、及び研修時に必要な資料等の提供を行うこと。

研修会の開催回数については実施内容や研修計画を踏まえ、小・中学校、高等学校、特別支援学校で各5講座（合計15講座）実施すること。

ウ 府立学校の全教員を対象にした発注者主催の研修会について、実施内容や研修計画の策定等支援すること。

研修内容については府立学校の全ての教員が効果的にICTを活用できるよう、全教員の活用段階に応じたレベル別の最適な研修の提案と実施、及び研修時に必要な資料等の提供を行うこと。

研修会は原則オンラインで、開催回数については実施内容や研修計画を踏まえ、18講座の実施を基本とすること。加えて、オンライン研修に参加できない者を対象にしたオンデマンド配信に係る研修支援も実施すること。

エ 令和5年度から実施する「エバンジェリスト育成研修」を受講後、エバンジェリストとして認定された教員が小・中学校、高校、特別支援学校の各校種毎に参加する「交流会」及び「情報交換会」の企画運営に関する指導助言及び講師派遣を行うこと。

また、児童生徒たちのクリエイティビティを大きく育てるための各種イベントに関する企画、運営支援及び講師派遣を行うこと。

### (3) 動画掲載サイトによる支援

ア 発注者に対し動画サイトを提供し、タブレット端末の活用支援を行うこと。

イ 動画サイトに関する問い合わせに対し、動画サイト内で問い合わせフォームを作成することで、動画に関する問い合わせに対応すること。

ウ 問い合わせ内容に関しては、適宜発注者に対し情報共有すること。

エ 必要に応じ研修会で、動画サイトの活用促進を行うこと。

オ 動画サイトの断続的な運営を行うとともに新しいコンテンツのアップロードや不具合が生じた場合には適宜更新等を行うこと。

カ 動画については受注者でサーバーを用意し、府立学校の全教員分だけではなく、全ての市町（組合）教育委員会（京都市を除く。）分についての動画IDアカウントを払い出しする等して、受注者の責任において、各現場で視聴したいときに視聴できる環境を整えること。

(4) その他指導助言等

上記(1)から(3)の他、令和4年度に設置した京都府デジタル学習支援センターにおける諸課題等について指導助言等行うこと。

5 提出書類

月次報告書として、動画サイト内における問い合わせ件数及び問い合わせ内容に係る報告書を提出すること。また、発注者と会議や打ち合わせをした際には、速やかに会議録等を提出すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し定めるものとする。